

◎温泉法施行条例の一部を改正する条例（条例第35号）

- 1 温泉の採取に係る届出の規定を削除することとした。（第8条関係）
- 2 温泉を採取する権利を相続した者に係る届出の規定を削除することとした。（第10条関係）
- 3 温泉の採取の許可等の申請に対する審査に係る手数料を徴収することとした。（第15条関係）
- 4 その他所要の整備をすることとした。（第8条、第15条関係）
- 5 施行期日等
 - (1) この条例は、平成20年10月1日から施行することとした。ただし、5(2)(附則第4項関係に限る。)は、平成20年8月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項～附則第4項関係）

◎国民健康保険法に基づく岩手県調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例（条例第36号）

- 1 国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令の一部改正等に伴い、県から市町村に交付する普通調整交付金の算定の際に勘案する額について、所要の改正をすることとした。（第2条関係）
- 2 退職被保険者等所属市町村に対する調整交付金の特例等に係る規定を設けることとした。（附則第4項～附則第8項関係）
- 3 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行し、1は、平成20年度分の調整交付金から適用することとした。（附則第1項関係）
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例（条例第37号）

- 1 次に掲げる条例について、組織等の名称に係る「障害」の用語の表記を「障がい」に改めることとした。（第1条～第3条関係）
 - (1) 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例
 - (2) 勤労身体障害者体育館条例
 - (3) いわて県民情報交流センター条例
- 2 施行期日
この条例は、平成20年8月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県農政審議会条例及び岩手県水産審議会条例の一部を改正する条例（条例第38号）

- 1 岩手県農政審議会条例の一部改正関係
 - (1) 株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴い、金融機関から任命する委員を株式会社日本政策金融公庫又は農林中央金庫の役員に改めることとした。（第3条関係）
 - (2) 所要の整備をすることとした。（第3条関係）
- 2 岩手県水産審議会条例の一部改正関係
株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴い、金融機関から任命する委員を株式会社日本政策金融公庫又は農林中央金庫の役員に改めることとした。（第3条関係）
- 3 施行期日
この条例は、平成20年10月1日から施行することとした。（附則関係）

◎職員の懲戒の手續及び効果等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例（条例第39号）

- 1 公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正に伴い、職員の懲戒の手續及び効果等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例について所要の整備をすることとした。（第1条、第2条関係）
- 2 施行期日
この条例は、平成20年10月1日から施行することとした。（附則関係）

◎職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例（条例第40号）

- 1 独立行政法人国際協力機構法の一部改正に伴い、引用条項を整備することとした。（第5条関係）

2 施行期日

この条例は、平成20年10月1日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県県税条例の一部を改正する条例(条例第41号)

1 地方税法の一部改正に伴い、所要の改正をすることとした。

- (1) 法人である政党等が収益事業等を行う場合、県民税の法人税割を課することとした。(第27条関係)
- (2) 一般社団法人及び一般財団法人を所得割額によって法人事業税が課される法人とすることとした。(第42条関係)
- (3) 不動産取得税の納税義務等が免除される法人の範囲を改めることとした。(第64条の8、第66条関係)
- (4) 旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る特例措置を設けることとした。(附則第8条の2、附則第31条関係)
- (5) 上場株式等の配当所得の軽減税率を廃止することとした。(附則第11条関係)
- (6) 上場株式等の譲渡所得の軽減税率を廃止することとした。(附則第18条の3の2関係)
- (7) 個人の県民税に寄附金税額控除を設けることとした。(第29条、第31条、附則第9条、附則第10条の4、附則第14条、附則第15条、附則第18条、附則第18条の2、附則第18条の4関係)

2 地方法人特別税等に関する暫定措置法の制定に伴い、法人の事業税の税率の特例措置を講ずることとした。(附則第20条の2の4関係)

3 その他所要の整備をすることとした。(第27条、第36条、第41条の18、第42条、第64条の8、第67条の2、第103条の6、附則第14条、附則第18条、附則第18条の2の2、附則第18条の2の4、附則第18条の4、附則第27条、附則第28条関係)

4 施行期日等

(1) この条例は、次に掲げる日から施行することとした。(附則第1条関係)

- ア 表1の項の改正部分 公布の日
- イ 表2の項の改正部分 平成20年10月1日
- ウ 表3の項の改正部分及び附則第3条から第5条までの規定 平成20年12月1日
- エ 表4の項の改正部分及び附則第2条第1項から第3項までの規定 平成21年1月1日
- オ 表5の項の改正部分及び附則第2条第4項及び第5項の規定 平成21年4月1日

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2条～附則第5条関係)

◎農村地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例(条例第42号)

1 農村地域において県税の課税免除の適用を受ける設備の新設又は増設の期限を平成21年12月31日(現行平成20年3月31日)まで延長することとした。(第2条関係)

2 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用することとした。(附則第1項関係)
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例(条例第43号)

1 中心市街地の区域内において県税の不均一課税の適用を受ける商業基盤施設の設置に係る基本計画の公表の期限を平成22年3月31日(現行平成20年3月31日)まで延長することとした。(第2条関係)

2 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用することとした。(附則第1項関係)
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎県立学校授業料等条例の一部を改正する条例(条例第44号)

- 1 県立の中学校の入学選考料を徴収するとともに、当該中学校に在学する者が当該中学校における教育と一貫した教育を施す県立の高等学校に入学を志望するときは、入学選考料を徴収しないこととする(第4条関係)
- 2 県立の中学校の入学選考料の額を定めることとした。(別表第1関係)
- 3 その他所要の整備をすることとした。(第1条、第12条関係)

4 施行期日

この条例は、平成20年9月1日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例(条例第45号)

1 岩手県立一関第一高等学校附属中学校を設置することとした。(第1条関係)

2 その他所要の整備をすることとした。(第2条～第5条関係)

3 施行期日等

(1) この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することとした。(附則第2項、附則第3項関係)